

公益財団法人宮城県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://msports.mspf.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「公益財団法人宮城県スポーツ協会アクションプラン」を令和3年5月に施行し、HPで公表をしている。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	本協会の基本理念を基に人財育成の方向性や研修体系について定めた「職員研修基本方針」を令和2年4月に策定したが、特に公表は行っていない。その方針を踏まえ、定期的な職員研修を実施している。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ア>事業年度ごとに事業計画書、収支予算書を理事会で承認し、HPで公表している。 <イ>事業計画書及び収支予算書の案を作成する際に、安定した事業運営に向けたものにするよう努めている。 <ウ>指定管理者への応募の際に、指定管理施設にかかる5か年間の収支計画を策定している。また、その計画を踏まえ、毎年度、単年度の収支計画を策定し、年度終了後自己評価を実施している。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	次期改選に向けて、女性理事の積極的な登用を進める。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	次期改選に向けて、女性評議員の積極的な登用を進める。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は特に設置していないが、競技団体より意見を聴取し、組織運営に反映している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p><ア>行政関係者、報道関係者、学識経験者、加盟団体代表者等様々な分野の16名の理事により、理事会を構成している。(定款では14名以上18名以内)</p> <p><イ>会長及び理事長が代表理事、常勤の専務理事が業務執行理事とする体制として、緊急時案にも迅速に対応できる体制を確保している。</p>
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p><ア>評議員・役員については、原則、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならないと定めている。</p> <p><イ>会長及び理事長の再任は、2回までと定めている。</p>
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p><ア>現状、10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。</p> <p><イ>再任制限の対応については、加盟団体等の意見を踏まえ、今後検討する。</p>
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した委員会はないが、理事は行政関係者、報道関係者、学識経験者、加盟団体代表者等様々な分野から選任されている。理事推薦者については、その選出方法、過程において、理事会の関与を受けていない。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p><ア>役・職員については、役・職員倫理規程第3条及び第4条に「基本的職務」「遵守事項」として社会規範上不適切な行為を行わない旨を記載し、同6条で違反した際の対処等について定めている。</p> <p><イ>職員については、就業規則第3条で労働基準法を遵守する旨を記載し、同条で就業規則の遵守と同57条で違反した際の懲戒について定めている。</p> <p><ウ>加盟団体については、協会・加盟団体における倫理に関するガイドラインを策定している。</p>
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款に基づき、各種規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	組織規程、経理規程など各種規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	評議員及び役員の報酬・旅費等に関する規程及び職員の給与・旅費等に関する規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章第9条から第11条において資産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ア>加盟団体規程第4条において、加盟団体の分担金に関する事項を定めている。 <イ>スポーツ少年団設置規程、スポーツ少年団登録規程及びスポーツ少年団登録細則等に基づき、登録者の範囲・手続き・登録料等の必要事項に関する事項を定めている。 <ウ>賛助会員規程第6条において、会員の会費に関する事項を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ア>国体選手の選手選考は各競技団体が直接選考・選抜し、当協会において承認している。また、競技団体には日本スポーツ協会の「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づいた選考をするよう指導している。 <イ>選手の権利保護については、「スポーツ仲裁に関する規程」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	本協会では、審判員登録がないため、この項目は該当しない。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	法律関係については、法律事務所と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	役・職員倫理規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置している。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に有識者の配置はないが、必要に応じて顧問弁護士等に助言をもらえる体制を整えている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p><ア> 職員研修基本方針に基づき、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図る。</p> <p><イ> 「ハラスメントは許しません！」（周知用文書）を年1回配布している。</p>
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p><ア> 国体派遣選手を対象に、ドーピング防止研修会を行っている。</p> <p><イ> 指導者を対象に、スポーツ指導者講習会を年2回実施し、その中でコンプライアンス教育を行っている。</p> <p><ウ> 年度初めの加盟団体代表者会議において、コンプライアンスの遵守について注意喚起を行っている。</p>
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本協会では、審判員登録がないため、この項目は該当しない。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p><ア> 法律関係については、法律事務所と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。</p> <p><イ> 財政会計部門においては、公認会計士と契約し、定期的な指導を受け、適宜相談できる体制を整えている。</p> <p><ウ> 労務関係については、社会保険労務士と契約し、適宜相談できる体制を整えている。</p>
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p><ア> 財務、経理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。</p> <p><イ> 基準に則った処理がされているか、公認会計士に会計事務全般に係るサポートを受けている。</p> <p><ウ> 会計やスポーツ関係業務に詳しい監事による業務全般に係る監査を受けている。</p>
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p><ア> 助成元における要綱等の定めに沿って適切に処理し、助成元による検査を受けている。</p> <p><イ> 役・職員倫理規程第4条第4項において、補助金等の経理処理に対しての不正行為を禁じている。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p><ア> 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画、収支予算、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p><イ> 事業報告、決算書をはじめ、各種規程等をホームページで公開している。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p><ア> 競技団体には日本スポーツ協会の「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づいた選考をするよう指導している。また、令和5年度から当協会へ選考基準の提出と選手を含む関係者への選手選考基準の開示を依頼する。</p> <p><イ> 情報公開規程を整備している。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況についてホームページに公開している。
〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ア> 役・職員倫理規程において、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることを斡旋・強要してはならない、と定めている。 <イ> 倫理ガイドラインにおいて、「不適切な経理処理に起因する事項」として、利益相反を含む遵守事項を定めている。
〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項のとおり、行っているが、更なる利益相反の適切な管理手続の確保に向けて検討を進めていく。
〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ア> ハラスメントに関する相談窓口を設置しており、様々な苦情等が寄せられた都度、対応している。 <イ> 公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者に関する苦情等については、日本スポーツ協会登録者等処分規程及びスポーツ少年団登録規程等に基づき対応している。
〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	今後、通報にかかる有識者を加えた実施体制や運用体制について検討する。
〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	次の規程において、懲罰について定めており、更なる周知に努めていく。 <ア> 役職員倫理規程 <イ> 宮城県スポーツ少年団登録規程 <ウ> 協会職員就業規則
〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う際は、外部有識者にいつでも相談できる体制を整えており、中立性及び専門性の確保に留意している。
〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本協会は、平成26年3月に登録済みである。また、同時期にスポーツ仲裁機構への登録に関する文書を加盟団体宛に通知し、年度初めの加盟団体代表者会議で周知している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者にスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知することとしている。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ア> 指定管理施設における危機管理マニュアルについては作成している。 <イ> 本協会の運営にかかる危機管理マニュアルについて、策定に向けて検討していく。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築することとしている。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること	危機管理及び不祥事対応の際は、必要に応じて外部有識者にいつでも相談できる体制を整えている。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ア> 加盟団体規程で加盟団体の義務については定めているが、権限については定めていないため規約の改定等を含め今後検討する。 <イ> 日本スポーツ協会等からの情報提供のほか、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応を行っている。 <ウ> 年1回、競技団体とのヒアリングを実施し、実態の把握や各種相談に対応している。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	代表者会議等で加盟団体にコンプライアンスやガバナンスについての情報提供を行っている。また、令和3年度に市町村体育・スポーツ協会に対して、ガバナンスについての研修会を行った。